

# 米国基準の使用期限の撤廃に伴う有価証券上場規程施行規則等の一部改正新旧対照表

## 目 次

	(ページ)
1. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	4

以上

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券等に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 内国株券(内国法人の発行する株券及び優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) その発行者の直前事業年度における当期純利益金額(直前連結会計年度に係る連結損益計算書に連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。))第65条第4項により記載される「当期純利益金額」(当該直前事業年度において当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社(会社以外の法人を含む。以下同じ。))でない場合は、当該直前事業年度に係る損益計算書に財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。))第95条の5第2項により記載される「当期純利益金額」)をいう。ただし、当該直前連結会計年度において当該発行者がIFRS任意適用会社である場合又は<u>連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける場合は、当該直前連結会計年度に係る連結損益計算書に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額(当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当該直前事業年度に係る損益計算書に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額(当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当該直前事業年度に係る損益計算書に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額)をいう。以下同じ。))が正である銘柄</u></p>	<p>(株券等に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 内国株券(内国法人の発行する株券及び優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) その発行者の直前事業年度における当期純利益金額(直前連結会計年度に係る連結損益計算書に連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。))第65条第4項により記載される「当期純利益金額」(当該直前事業年度において当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社(会社以外の法人を含む。以下同じ。))でない場合は、当該直前事業年度に係る損益計算書に財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。))第95条の5第2項により記載される「当期純利益金額」)をいう。ただし、当該直前連結会計年度において当該発行者がIFRS任意適用会社である場合は、当該直前連結会計年度に係る連結損益計算書に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額(当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当該直前事業年度に係る損益計算書に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額)をいう。以下同じ。))が正である銘柄</p>

れる当期純利益金額に相当する額)をいう。以下同じ。)が正である銘柄であるとき。ただし、当該発行者が外国会社である場合は、当該発行者の直前事業年度における当期純利益金額に相当する額(当該発行者が連結財務諸表を財務書類として掲記している場合は、連結損益計算書に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額をいい、当該発行者が連結財務諸表を財務書類として掲記していない場合は、損益計算書に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額又は結合損益計算書に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額をいう。以下同じ。)が正である銘柄であるとき。

(6) その発行者の直前事業年度の末日における利益剰余金(直前連結会計年度に係る連結貸借対照表に連結財務諸表規則第43条第1項により記載される「利益剰余金」(当該直前事業年度において当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当該直前事業年度に係る貸借対照表に財務諸表等規則第60条により記載される「利益剰余金」)をいう。ただし、当該直前連結会計年度において当該発行者がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける場合は、当該直前連結会計年度に係る連結貸借対照表に基づいて算定される利益剰余金に相当する額(当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当該直前事業年度に係る貸借対照表に基づいて算定される利益剰余金に相当する額)をいう。以下同じ。)が負でない銘柄であるとき。ただし、当該発行者が外国会社である場合は、次のa又はbに適

であるとき。ただし、当該発行者が外国会社である場合は、当該発行者の直前事業年度における当期純利益金額に相当する額(当該発行者が連結財務諸表を財務書類として掲記している場合は、連結損益計算書に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額をいい、当該発行者が連結財務諸表を財務書類として掲記していない場合は、損益計算書に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額又は結合損益計算書に基づいて算定される当期純利益金額に相当する額をいう。以下同じ。)が正である銘柄であるとき。

(6) その発行者の直前事業年度の末日における利益剰余金(直前連結会計年度に係る連結貸借対照表に連結財務諸表規則第43条第1項により記載される「利益剰余金」(当該直前事業年度において当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当該直前事業年度に係る貸借対照表に財務諸表等規則第60条により記載される「利益剰余金」)をいう。ただし、当該直前連結会計年度において当該発行者がIFRS任意適用会社である場合は、当該直前連結会計年度に係る連結貸借対照表に基づいて算定される利益剰余金に相当する額(当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、当該直前事業年度に係る貸借対照表に基づいて算定される利益剰余金に相当する額)をいう。以下同じ。)が負でない銘柄であるとき。ただし、当該発行者が外国会社である場合は、次のa又はbに適合するとき。

合するとき。

a・b (略)

(7)～(11) (略)

2～9 (略)

付 則

この改正規定は、平成23年10月31日から施行する。

a・b (略)

(7)～(11) (略)

2～9 (略)

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(内国会社の形式要件の取扱い)</p> <p>第212条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 規程第205条第5号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 規程第205条第5号に規定する純資産の額とは、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び少数株主持分を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。)をいう。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>6 規程第205条第6号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 規程第205条第6号に規定する利益の額とは、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額(連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」(同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額)とのいずれか低い額に同規則第65</p>	<p>(内国会社の形式要件の取扱い)</p> <p>第212条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 規程第205条第5号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 規程第205条第5号に規定する純資産の額とは、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び少数株主持分を控除して得た額をいう。以下この項において同じ。)をいう。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合は、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>6 規程第205条第6号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 規程第205条第6号に規定する利益の額とは、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額(連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」(同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額)とのいずれか低い額に同規則第65</p>

条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。)をいう。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

(2)～(4) (略)

(5) 規程第205条第6号に規定する売上高とは、連結損益計算書(審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、損益計算書)に掲記される売上高をいう。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書上の売上高に相当する額をいうものとする。

(6)～(15) (略)

7～11 (略)

(一部指定の形式要件の取扱い)

第310条 (略)

2～5 (略)

6 規程第308条第6号に規定する利益の額又は時価総額の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1)～(3) (略)

(4) 規程第308条第6号cに規定する売上高とは、連結損益計算書(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書)に掲記される売上高をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合又は連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書上の売上高に相当する額をいうものとする。

条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。)をいう。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合は、連結損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

(2)～(4) (略)

(5) 規程第205条第6号に規定する売上高とは、連結損益計算書(審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、損益計算書)に掲記される売上高をいう。ただし、新規上場申請者が連結財務諸表規則第93条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書上の売上高に相当する額をいうものとする。

(6)～(15) (略)

7～11 (略)

(一部指定の形式要件の取扱い)

第310条 (略)

2～5 (略)

6 規程第308条第6号に規定する利益の額又は時価総額の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1)～(3) (略)

(4) 規程第308条第6号cに規定する売上高とは、連結損益計算書(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書)に掲記される売上高をいう。ただし、上場会社が連結財務諸表規則第93条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書上の売上高に相当する額をいうものとする。

(5) (略)	(5) (略)
7 (略)	7 (略)
(指定替えの要件及び時期)	(指定替えの要件及び時期)
第311条 (略)	第311条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 規程第311条第1項第5号に規定する債務超過の取扱い及び市場第一部銘柄が同号に該当する場合の指定替えの時期は次の各号に定めるところによる。	5 規程第311条第1項第5号に規定する債務超過の取扱い及び市場第一部銘柄が同号に該当する場合の指定替えの時期は次の各号に定めるところによる。
(1) 債務超過の取扱い	(1) 債務超過の取扱い
<p>a 規程第311条第1項第5号に規定する債務超過の状態とは、第212条第5項第1号に規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は同項第2号に規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額とし、<u>連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける会社である場合はこれに相当する額とする。</u>）が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（当取引所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいう。</p>	<p>a 規程第311条第1項第5号に規定する債務超過の状態とは、第212条第5項第1号に規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は同項第2号に規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（当取引所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいう。</p>
b～d (略)	b～d (略)
(2) (略)	(2) (略)
(上場内国会社の上場廃止基準の取扱い)	(上場内国会社の上場廃止基準の取扱い)
第601条 (略)	第601条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 規程第601条第1項第5号に規定する債務	4 規程第601条第1項第5号に規定する債務

超過の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第601条第1項第5号に規定する債務超過の状態とは、第212条第5項第1号に規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は同項第2号に規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額とし、連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける会社である場合はこれに相当する額とする。）が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（当取引所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいう。

(2) ~ (6) (略)

5 ~ 15 (略)

平成22年6月30日改正付則

1・2 (略)

(削る)

超過の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 規程第601条第1項第5号に規定する債務超過の状態とは、第212条第5項第1号に規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は同項第2号に規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）が負である場合をいう。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額（会計基準の差異による影響額（当取引所が必要と認めるものに限る。）を除外した額をいう。）が負である場合をいう。

(2) ~ (6) (略)

5 ~ 15 (略)

平成22年6月30日改正付則

1・2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、新規上場申請者が、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第73号）附則第2条の規定により連結財務諸表を同府令第1条の規定による改正前の連結財務諸表規則第93条の規定により作成する場合は、規程第205条第5号に規定する純資産の額については、改正前の第212条第5項第1号を、規程第205条第6号に規定する利益の額については、改正前の第212条第6項第1号の規定を適用する。

3 (略)

4 (略)

付 則

この改正規定は、平成23年10月31日から  
施行する。